

申込締切日：平成29年11月30日

ユニバーサルドライバー 賠償責任保険のご案内

(施設所有管理者特約条項・受託者特約条項他セット賠償責任保険)

平成29年11月

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

ユニバーサルドライバー賠償責任保険の補償内容

(施設所有管理者特約条項・受託者特約条項他セット賠償責任保険)

ユニバーサルドライバー研修修了者であるタクシー運転手が業務に起因して第三者（お客さま、タクシーにお乗りの方）の身体や財物に損害を与え法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に支払うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。さらに、第三者から預かった財物（受託物）に対し、取扱いの不備・管理の不注意などにより損害を与え法律上の損害賠償責任を負われた場合も補償の対象です。また、不当行為による人格権の侵害により被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、自動車の運行等に起因する事故につきましては、補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。

<事故の例>

- お客さまを車両に搭乗させる際、過ってケガを負わせた（身体賠償）。
- 車椅子の誤作動により通行人にケガを負わせた（身体賠償）。
- 車椅子で福祉施設のドアを破損させた（財物賠償）。
- 預かったトランクを車に積み込む際に落として破損させた（受託物の賠償）。
- 一時保管していた利用者の手荷物が盗難にあった（受託物の賠償）。
ご注意：受託物（他人から預かった財物）の賠償については、支払限度額10万円となります。
また、現金、宝石類などの貴重品は支払いの対象とはなりません。
- 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損で訴えられた（人格権侵害）。
- 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害で訴えられた（人格権侵害）。

①お支払対象となる損害

お支払対象		内 容
損害賠償金	身体賠償	治療費 休業損失（死亡の場合は将来の利益の損失） 慰謝料 など
	財物賠償	財物の滅失の場合 …… 滅失時の時価 財物の汚損・き損の場合 原状回復費用あるいは滅失時の時価
被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用 訴訟になった場合の争訟費用や弁護士報酬など （事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。） 事故対応特別費用、被害者対応費用		

*財物賠償の場合は、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額（時価額）をこえない範囲でお支払いします（保険金額限度）。

②保険金をお支払いできない場合（主な例）

<共通>

- 被保険者（加入者）の故意による事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- 記名被保険者の従業員等が記名被保険者の業務中に被った身体障害（労災事故）
- 被保険者が第三者と書面・口頭で契約、または約束したことにより加重された損害
- 地震・暴動・騒じょうなどの異常事態によって生じた事故による損害
- 医療等専門的職業行為によって生じた事故
- 被保険者と世帯を同じくする親族への賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- 原子核反応または原子核の崩壊
- 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
など

<施設所有管理者特約条項>

- 施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任

など

<受託者特約条項>

- 現金、有価証券、宝石などの貴重品等の滅失、き損、紛失、盗難による損害
- 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害

（注）賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

など

<人格権侵害担保追加賠償責任条項>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。
- 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

など

③補償内容・保険料

(保険期間1年間)

業務に起因する賠償補償 (施設所有管理者賠償)	身体賠償 1名 1,000万円 1事故 3,000万円限度 保険期間中 3,000万円限度 自己負担額 1,000円
	財物賠償 1事故 500万円限度 自己負担額 1,000円
受託物の賠償補償 (受託者賠償)	1事故・年間限度額 10万円
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中限度額 100万円
年間保険料	加入者1名あたり 450円

※保険金のお支払いが多い場合は、保険料を見直す場合があります。

制度のメリット

- ①輸送サービスを取り巻く様々なリスクをカバーすることで、
お客さまに大きな安心
- ②ユニバーサルドライバー専用の保険制度なので、低廉な保険料
- ③加入手続きが容易

ご加入要領

- 保険契約者および加入対象者

保険契約者 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

当制度は、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が一括して保険会社と契約を締結した団体保険です。

加入対象者 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の会員
補償の対象となる方(被保険者) ユニバーサルドライバー有資格者

※ ご加入上の注意点

ご加入にあたっては、会員事業者単位でユニバーサルドライバー有資格者全員のご加入が必要です。会員事業者内で一部の資格者のみのご加入はできません。

保険期間 平成30年1月1日午後4時から平成31年1月1日
午後4時まで1年間

中途加入の場合、保険期間は

申込月の翌月1日から平成31年1月1日
午後4時まで

中途加入の場合の保険料は、加入月数に応じた月割となります。
毎月20日までに中途加入の申し出があった場合、翌月1日保険
開始となります。20日以降の場合は、翌々月1日保険開始とな
ります。1人あたり保険料は以下のとおりです。

月別1人あたり保険料

加入申込月 (毎月20日まで)	保険開始日	加入者1人あたり 保険料(円)
1月	2月1日	410
2月	3月1日	380
3月	4月1日	340
4月	5月1日	300
5月	6月1日	260
6月	7月1日	230
7月	8月1日	190
8月	9月1日	150
9月	10月1日	110
10月	11月1日	80
11月	12月1日	40

※1人あたり概算保険料は新規加入月によって異なります。

● 加入依頼書の送付

申込みにあたっては加入依頼書を記入のうえ、下記に送付してください。
(恐れ入りますが、切手を貼って投函してください。)

〒102-0074

東京都千代田区九段南4丁目8-13 自動車会館4F
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
電話：03-3222-0347

保険料の送金

最寄りの金融機関から振込んでください。振込先は下記のとおりです。
(恐れ入りますが、振込手数料は各自ご負担ください。)

みずほ銀行市ヶ谷支店 普通預金口座 1747208
口座名義 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

*できるだけ早めにご送金いただくよう、お願いします。なお、保険の効力は、保険料が振込まれた月の翌月1日以降となりますので、ご注意ください。

● 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

「ユニバーサルドライバー賠償責任保険制度」(賠償責任保険)については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合は、応急措置をとった後、7ページの事故報告書に記入し、速やかに保険会社にご連絡ください。追って損保ジャパン日本興亜の担当窓口より、適切なアドバイス、保険金請求手続きのご案内をします。

● 加入者カードについて

お申込月の翌々月頃にお客さま宛に送付します。

加入者カードが届くまで、振込用紙の控えが加入者控えとなります。

加入者カードは大切に保管してください。

一問一答

Q1 加入するには、事業者単位でユニバーサルドライバー資格全員の加入が必要とのことだが、資格取得時に加入し翌年度更新しない場合、新規資格取得者のみの加入はできないのか？

(回答)

保険加入の条件は会員事業者さまのユニバーサルドライバー有資格者全員の加入が必要です。従って、新規取得者のみを加入させることはできません。

Q2 本制度と自動車保険の関係について教えてください。

(回答)

本保険（賠償補償）では、自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因する事故は、補償の対象ではありません。自動車事故に関する賠償事故の補償は、別途自動車保険で手配してください。

平成 年 月 日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京保険金サービス部東京火災新種保険金サービス第一課 行き

(FAX:03-6844-3365 TEL:03-5960-0808)

事故について次の通り報告します。また、私は本件事故について、損害を受けた相手方の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

1. 損保ジャパン日本興亜が、保険金支払、支払の判断のために、相手方の個人情報を取得・利用すること。
2. 損保ジャパン日本興亜が、上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、また、これらの者から受けることがあること。

ユニバーサルドライバー賠償責任保険事故報告書

加入者 番号			
加入者	住所(〒) (電話番号:)		
	会社名		担当者
保険期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
事故日	平成 年 月 日 時頃	事故場所	
受傷者 被害者	住所(〒) (電話番号:) 氏名 年齢()才 (男・女)		
事故の 原因・ 状況			
被害の 状況	部位(物品名)	程度	治癒見込(修理費の見込み)
病院名	電話番号()		

ご注意:賠償責任事故の場合は、事故発生後ただちに損保ジャパン日本興亜へ電話連絡し、担当社員の指示を受けてください。

本制度のお問い合わせは、以下までお願いします。

- | | |
|------------|--|
| • 保険契約者 | 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8-13 自動車会館4F
TEL03-3222-0347 |
| • 取扱代理店 | 宮園オート株式会社 保険課
〒164-0001 東京都中野区中野1丁目50-5
TEL03-3362-7554
(受付時間 午前9:00~午後5:00 火曜定休日) |
| • 引受幹事保険会社 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
本店自動車営業第三部第一課
(受付時間 平日午前9:00~午後5:00)
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1丁目26-1
TEL03-3349-5039 |

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

(SJNK17-13687 2017年11月2日作成)

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など <p>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ② 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など <p>【ユニバーサル輸送サービスに関する追加条項の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任 ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う救急救命措置に起因する賠償責任 ③ 既にユニバーサル輸送サービスの対象者に発生していた身体障害(人の身体の障害および疾病をいいます。)がさらに悪化したこと(その結果、その輸送サービスの対象者が死亡した場合を含みます。)に起因する賠償責任 ④ 自動車の運転に起因する賠償責任 <p>【ユニバーサル輸送サービスに付随する管理財物担保追加条項の免責事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 動物または植物の損傷に起因する賠償責任 ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する財物が損壊したことに起因する賠償責任

受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりります。
- ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥ 受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。
- ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ① 原子核反応または原子核の崩壊
- ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④ 専門職業危険
・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など

【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となるユニバーサルドライバーの有資格者数につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。
- ご加入者以外の被保険者(補償を受けられる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝え下さい。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

ユニバーサルドライバーの有資格者数

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日休日の場合は下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間

平日/午後5時～翌日午前9時、土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間 平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

ユニバーサルドライバー賠償責任保険加入依頼書

一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 御中

申込人（加入者）および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

申込日	平成 年 月 日	〒 - (電話番号)
申込人 (加入者)	フリガナ	
	住所	
	フリガナ	
	会社名	(代表者印)
	担当部署・担当者名	印

保険期間 平成30年1月1日午後4時から平成31年1月1日午後4時まで(1年間)
下記のとおり加入を申し込みます。下記合計保険料を指定預金口座に振り込みます。

みずほ銀行 市ヶ谷支店 普通預金口座 1747208 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

お客様へ: ユニバーサルドライバー有資格者の人数をご記入ください。

資格者数

人

×

450円

=

保険料

円

月別1人当たり保険料

加入申込み月	保険開始日	加入者1人あたり保険料(円)
1月	2月1日	410
2月	3月1日	380
3月	4月1日	340
4月	5月1日	300
5月	6月1日	260
6月	7月1日	230
7月	8月1日	190
8月	9月1日	150
9月	10月1日	110
10月	11月1日	80
11月	12月1日	40

※1人あたり概算保険料は加入月によって異なります。

● 保険契約者および加入対象者

保険契約者 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

当制度は、(一財)全国福祉輸送サービス協会が一括して保険会社と契約を締結した団体保険です。

加入対象者 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の会員

※ ご加入上の注意点

ご加入に当たっては、会員事業者単位でユニバーサルドライバー有資格者全員のご加入が必要です。会員事業者内で一部の資格者のみのご加入は出来ません。